

出題のねらい

【1】古代・中世、文化・外交の分野

古代外交の分野から、遣唐使の最盛期と終焉における主要な史料を取り上げ、中世文化の分野から、鎌倉新仏教における代表的な人物と著述について問いました。

【2】近世、外交の分野

江戸幕府による鎖国政策に関する設問です。

【3】近代、政治の分野

明治新政府の政治体制を定めた諸法令に関する問題です。

【1】

【解答】(36点)

- |                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| (1) 鑑真                                | (3点) |
| (2) 聖徳太子(厩戸王・厩戸皇子)                    | (3点) |
| (3) 大宰府                               | (3点) |
| (4) 吉備真備                              | (3点) |
| (5) 聖武天皇                              | (3点) |
| (6) 存廃の意。遣唐使を存続すべきか、廃止すべきかということ。      | (3点) |
| (7) 唐の衰退と渡航の危険とを鑑みて、遣唐使を廃止すべきだと考えたから。 | (3点) |
| (8) 令外官                               | (3点) |
| (9) 菅原道真                              | (3点) |
| (10) 歎異抄                              | (3点) |
| (11) 法然                               | (3点) |
| (12) 立正安国論                            | (3点) |

【解説】

史料Aは、『唐大和上東征伝』からの引用です。授戒のできる高僧を求めて遣唐使を派遣し、揚州大明寺の鑑真が来日することになったものの、数々の困難が立ちはだかり、それらを乗り越えてやっと日本にたどり着き、聖武天皇に菩薩戒を授けるところまでを扱いました。よって「大和上」とは鑑真のことです。ただ、全体としては遣唐使に関わる事項を出題しています。設問(2)は遣隋使関係、設問(3)は外国使節が最初に立ち寄るところです。設問(4)の吉備真備は、唐への留学経験が豊富で、帰国後に取り立てられ、高齢になってからも引退を断られるほど重用された人物です。設問(5)の聖武天皇は、日本で最初に受戒した天皇として知られます。

史料Bは、遣唐使廃止を提言した菅原道真の奏状です。設問(6)では史料B全体の内容を捉えられているか、設問(7)では道真があげた廃止理由を問うています。唐の衰えは、留学僧からの情報で知ったようです。設問(8)は、律令規定外の新たな官職がどんどん増えていることを理解できているかの確認です。

史料C・Dは、いずれも鎌倉新仏教の開祖に関わる史料です。史料Cでは親鸞、史料Dでは日蓮を取り上げました。宗祖の名、念仏・法華経などキーワードの理解が重要です。

## 一般入試／日本史(中期)

【2】

【解答】(39点)

- (1) 朱印状のほかに老中奉書を与えられた貿易船のこと (3点)
- (2) 山田長政 (3点)
- (3) ポルトガル語パードレ(神父)に由来する言葉で、16世紀中頃以降に來日した宣教師のうち、司祭職の地位にある者の呼称である。 (3点)
- (4) 中国産の上質の生糸のこと (3点)
- (5) 江戸 大坂 (3点×2)
- (6) 島原の乱 (3点)
- (7) ポルトガル (3点)
- (8) ポルトガルが対日貿易に用いた小型快速帆船のこと(ポルトガル語 galeota に由来) (3点)
- (9) a(う) b(お) c(か) d(け) (3点×4)

【解説】

江戸幕府は、数回にわたって「鎖国令」を出しています。史料Aは1633年発布の寛永十年令、史料Bは1639年発布の寛永十六年令ですが、ほかに寛永十二年令、鐘鐺十三年令があります。鎖国の第一の理由はキリスト教の禁教政策、第二は幕府が貿易の利益を独占するためだったと考えられます。

貿易によって西国の大名が富強になることを恐れた幕府は、貿易を幕府の統制下におこうとしました。1616年には中国船を除く外国船の寄港地を平戸と長崎に制限し、1624年にはスペイン船の來航を禁止しました。ついで1633年の寛永十年令によって、奉書船以外の日本船の海外渡航を禁止しました。そのような中、1637年には島原の乱が起り、鎖国政策に拍車がかかります。乱鎮圧後の1639年、幕府はポルトガル船の來航を禁止し、1641年には平戸のオランダ商館を長崎の出島に移し、長崎奉行がきびしく監視することになりました。こうしていわゆる鎖国の状態となり、以後200年余りの間、日本はオランダ・中国・朝鮮・琉球王国以外の諸国との交渉を閉ざすことになりました。鎖国によって幕府は貿易を独占することになり、産業や文化にあたる海外からの影響は制限され、国内ではキリスト教の禁圧が徹底し、幕府の統制力がいっそう強化されました。

【3】

【解答】(25点)

- (1) 五箇条の誓文(五箇条の御誓文) (2点)
- (2) 公家と武家が一体となること(公家と武家が協力すること) (2点)
- (3) 幕末に高まりを見せた攘夷運動を指す。 (2点)
- (4) 国際法(万国公法)、あるいはそれによる開国和親の方針 (2点)
- (5) a(あ) b(お) (2点×2)
- (6) 五榜の揭示 (2点)
- (7) 君臣・父子・夫婦などの人間関係についての儒教の基本的な教え (5点)
- (8) 政体書 (2点)
- (9) c 太政官 d 司法 (2点×2)

【解説】

明治新政府は、新たな支配体制を確立するため、いくつかの基本法令を発布しています。その中、「五箇条の誓文」「五榜の揭示」「政体書」を取り上げました。

史料A「五箇条の誓文」は、1868年3月に発布されました。公議世論の尊重と開国和親など新政府の国策の基本を示し、天皇が百官をひきいて神々に誓約する形式をとって天皇親政を強調したものです。

史料B「五榜の揭示」は、五箇条の誓文公布の翌日、全国の民衆に向けてかけられた文書で、五倫すなわち「父子の親・君臣の義・夫婦の別・長幼の序・朋友の信」という儒教的道徳を説き、徒党・強訴やキリスト教を改めて厳禁するなど、旧幕府の対民衆政策をそのまま引き継いだものでした。

史料C「政体書」は、同年閏4月に発布された文書で、新政府の組織について述べられています。国家権力を太政官とよぶ中央政府に集め、それにアメリカ合衆国憲法を模倣した三権分立制をとり入れ、高級官吏を4年ごとに互選で交代させるなど、欧米的な近代政治の体裁が採用されています。